

# ご存知ですか？ 防火対象物使用開始届出書

建物や建物の一部を消防法施行令別表第1（防火対象物）に掲げる用途として使用する者は、豊見城市火災予防条例43条（市条例）により防火対象物使用開始届出及び防火対象物棟別概要追加書類を消防長に届ける必要が有ります。

（個人の住宅及び長屋、市長村長の指定する山林や総務省令で定める舟車を除く。）

## 消防法第2条

**防火対象物**とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に係留された船舶、建築物その他の工作若しくはこれらに属する物をいう。

（根拠法令等 豊見城市火災予防条例第43条・豊見城市火災予防条例の施行に関する規則13条）

## 豊見城市火災予防条例の施行に関する規則

第13条 市条例第43条の規定による届出は、

- ・ 防火対象物使用開始届出書（[様式第17号](#)）及び
- ・ 防火対象物棟別概要追加書類（[様式第17号の2](#)）に

よるものとする。

## 目的

防火対象物（建物等）の用途や大きさに応じて、設置しなければならない消防用設備等や義務となる届出等がありますので、防火対象物別に適切な指導を行う必要があります。建物を把握することで、火災予防上の適切な指導を行うことができ、火災予防及び災害発生時の被害を軽減することに繋がります。

届出が該当するのは次のとおりです。

- 建物を新築したとき
- 建物を増改築したとき
- 建物の用途やテナントを変更したとき  
(事務所→飲食店、個人の住宅→介護施設や保育所等)
- 建物の一部も該当します。

※ 建物の増改築やテナントを変更することによって、新たに消防用設備等が必要になる場合がありますので、計画段階で消防本部予防課にご相談ください。

※ 添付書類として防火対象物の配置図面・平面図・消防用設備等の図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む）を添付してください。

※ 届出は使用を開始する7日前までに、2部（正本・副本）提出してください。

※ 「届出者」欄は、代表者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。

※ 法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。



平成30年度 全国統一防火標語

お問い合わせ

豊見城市消防本部 予防課 電話 098-850-3105 FAX 098-921-8119 まで